



# 序章

計画策定にあたって



# 序 章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の経緯

---

国は、少子化対策として平成6年2月「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」（10年計画）の策定につづき、少子化傾向が進むなか、エンゼルプランの中間期にあたる平成11年12月には「少子化対策推進基本方針」に基づく「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画（新エンゼルプラン）」を策定しました。

さらに、平成14年1月発表による合計特殊出生率は1.29となり、今後も少子化が進行するものと予測されるため、次世代育成支援を重点的、かつ効率的に推進するため平成15年7月に10年間の時限立法として「次世代育成支援対策推進法」を制定、すべての自治体において次世代育成支援施策の指針を示した行動計画の策定を義務づけました。

これを受け、本市においては平成13年7月に策定した「豊見城村児童育成支援基本計画（子ども夢プラン）」をさらに発展・継承させ、子育てに対する負担感や育児不安への対応、待機児童の解消を含め多様な子育て支援施策を推進するため平成17年度を初年度とした次世代育成支援行動計画（前期計画）「わらびんちゃあ夢風船」を策定し推進しています。

一方、平成18年12月に発表された「日本の将来推計人口」による2050年の合計特殊出生率は1.26<sup>1</sup>と示されるとともに、結婚や出産・子育てに対する希望と現実の乖離を生みだしている要因が整理され、平成19年12月には、「子どもと家族を応援する日本」における重点戦略において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられ、関係者が果たすべき役割や各主体の取り組みを推進するための社会全体の目標が設定されました。

さらに、「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」に向け、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための「児童福祉法等の一部を改正する法律」が平成20年12月3日に公布されました。

これらを踏まえ、前期行動計画の進捗状況の評価・分析を行うとともに、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成22年度から26年度までを計画期間とした豊見城市の新たな次世代育支援施策の基本指針を示した後期行動計画を平成21年度において策定する必要があります。

---

<sup>1</sup>合計特殊出生率：女性がその年齢別の出生率にしたがって子どもを産んだ場合、生涯に産む子どもの平均人数。平成20年は1.37となっています。

## 2 計画策定の目的

「子どもの健やかな成長と安心して子どもを産み育てることができる地域社会の形成」をめざし、次世代育成支援のために10年間の集中的・計画的な取り組みを推進していくため、前期行動計画の評価を踏まえ、広範な支援から重点施策、基本施策の基本指針や推進目標を定めるなど、総合的な行動指針を示す後期行動計画とします。

## 3 計画策定根拠及び位置づけ

### (1) 根拠法

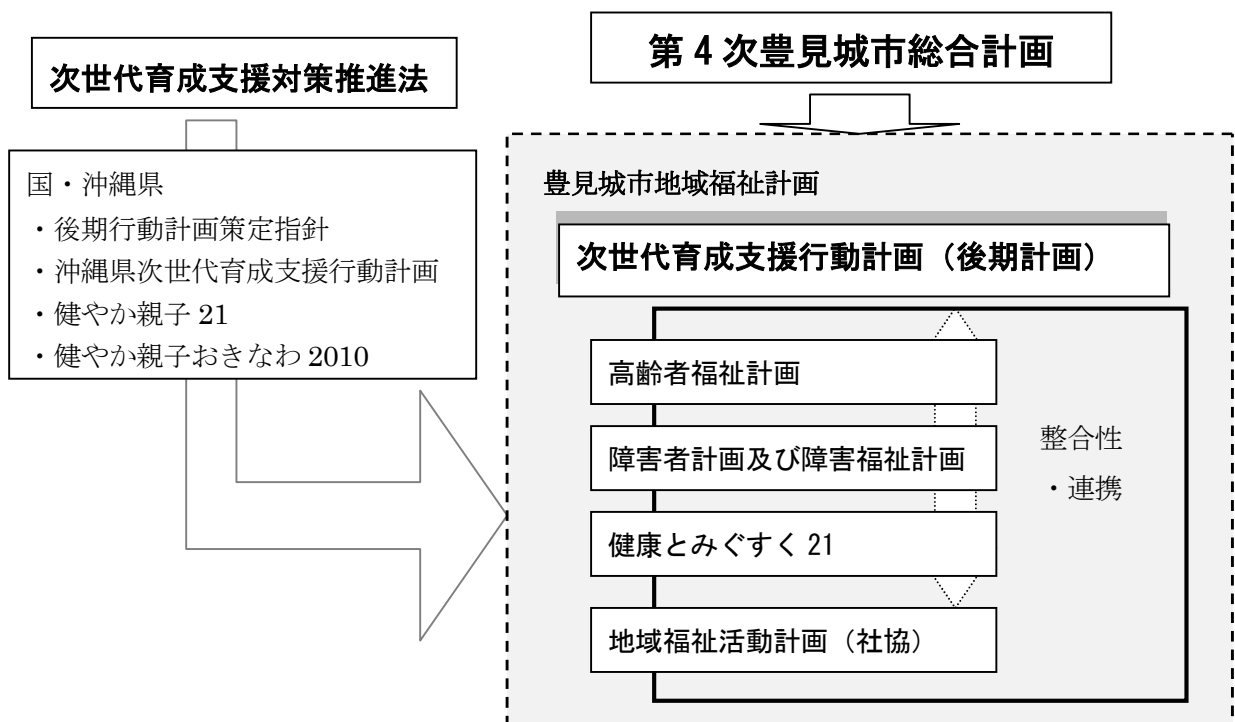
本計画は、「次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）」同法第8条第1項に基づき策定します。

#### 第8条第1項（市町村行動計画）

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

### (2) 計画の位置づけ

第4次豊見城市総合計画との整合性を図るとともに、豊見城市地域福祉計画及び関連福祉計画との整合性、連携を図るものとします。



### (3) 計画の対象及び範囲

本計画の対象をすべての子どもと子育てを行う家庭、地域、企業、行政等の個人と関連団体とします。

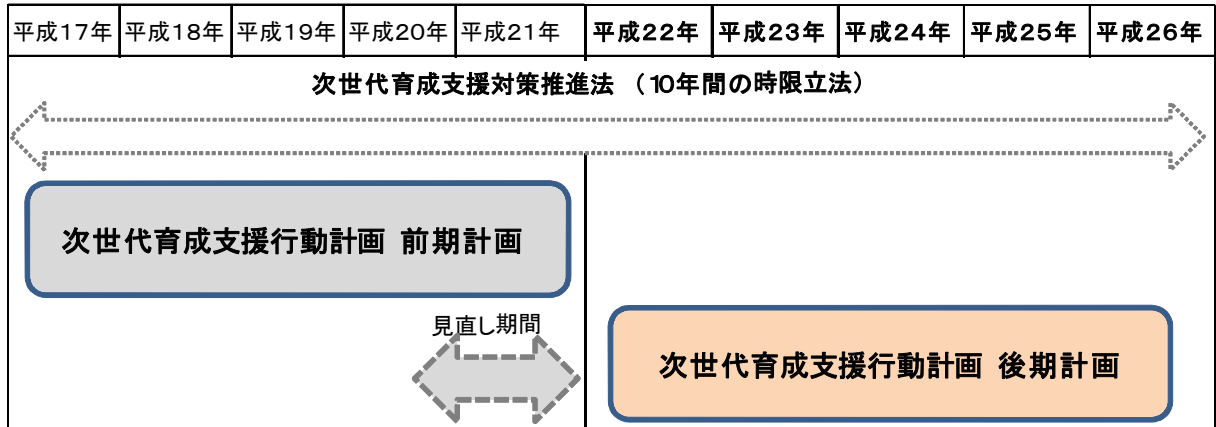
同計画における「子ども」とは、児童福祉法に定められた18歳未満とします。また、児童福祉分野にとどまらず、関連するすべての行政分野を計画の範囲に含めるものとします。



## 4 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」における行動計画の期間は10年間とされ、前期計画の計画期間は平成17年度～21年度となっていました。

後期計画は、平成21年度において前期計画の見直しを行い、平成22年度を初年度として平成26年度までの5カ年間に計画期間とします。



©fumira